平成２７年（フ）第２１２号
青森県上北郡七戸町字中野81番地23
債務者　古内　　誠
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３８４号
名古屋市緑区六田２丁目102番地　ジョイフル六田201号
債務者　下田　裕子
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５７号
広島県福山市神辺町字道上545番地１　アップロードＡ201
債務者　曲渕　由美
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１６１号
広島県府中市出口町767番地
債務者　神谷　宏二
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１４５号
松江市八雲町熊野2240番地
債務者　神庭　英次
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１４号
青森市沖館４丁目７番56号　富士ハイツ103号
債務者　藤田　育子
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２７年（フ）第８７７号
福岡市西区姪の浜２丁目７番１―412号
破産者　馬場　領平
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０７７９号
東京都世田谷区南烏山３丁目12―１―Ｔ604
破産者　大島　善信
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１３９号
東京都港区麻布台１丁目１番11号　サンマンション205
破産者　Ｒｏｅｎｂｌｕｅ株式会社
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１４９号
埼玉県川越市小仙波町２丁目32―13
破産者　中野航士郎
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５９８号
東京都江東区亀戸７丁目66―３
破産者　池村　成雄
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１９６号
東京都足立区舎人２丁目18―22　第２コーポ田口302
破産者　河田　雅博
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７００号
東京都品川区勝島１丁目９―11　浜川荘、開始決定時の住所東京都荒川区荒川３―33―２日本ダルク
破産者　松岡　　晃
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４９１５号
神奈川県横浜市保土ケ谷区仏向西22―１―420
破産者　森田　直舎
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４９６９号
東京都町田市真光寺１―１―１―1102、住民票上の住所東京都世田谷区北沢３丁目13―10　ＪＮＩビル４Ｆ
破産者　西迫　　毅
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５０３２号
東京都港区芝浦１丁目８―３―1006
破産者　加藤　寿茉
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５０６３号
千葉県木更津市ほたる野２丁目２―９
破産者　川名さおり（旧姓船田）
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５１１５号
東京都調布市小島町３丁目８―１―301
破産者　斎藤　孝志
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５１７０号
東京都北区志茂３丁目21―５―1001
破産者　城戸　一剛
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５１８３号
東京都品川区豊町４丁目20―５
破産者　織本　慶朗
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部